

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 高橋 麻奈 (TAKAHASHI Mana)

論 文 題 目 Project Design of Law and Justice Assistance for
Enhancing People's Access to Justice in Fragile States – Lessons
Learned from the Experiences of Australian Law and Justice
Assistance to Solomon Islands-

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 大河内美紀

名古屋大学大学院法学研究科教授 田村 哲樹

名古屋大学大学院国際開発研究科教授 島田 弦

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

I 本論文の概要

1960年代に「法と開発運動」として始まった法整備支援は、冷戦終了後、「良き統治」の不可欠の要素としての法の支配を確立することを目指す開発支援として展開してきている。本論文は、ソロモン諸島において民族紛争を契機に生じた社会の不安定状況をおさめ、その統治機能を再建するために、2003年から14年にわたりオーストラリア政府が主導して行った援助プログラム（Regional Assistance Mission to Solomon Islands：通称RAMSI）のなかでその主要コンポーネントのひとつとして行われた法整備支援およびその後継プロジェクト（Solomon Islands Justice Program：通称SIJP）を主たる検討対象として取り上げ、プロジェクトマネジメントの観点からその意義を再検討するものである。法整備支援はしばしば長期にわたって、大きなコストをかけて行われるものの、レシピエントの側からはその効果が疑われることも少なくない。また、法整備支援の対象国には、本稿が取り上げるソロモン諸島のように地理的特殊性を抱える国が少なからず存在するものの、支援プロジェクトにおいて地理的要因のような社会的定数にいかん注意を払うべきかについては、十分な検討がなされていない。本稿は事例分析を通じて、法整備支援における既存のプロジェクトマネジメントの問題点を指摘するとともに、あるべきマネジメントの方向性を示すことを目的としている。

本論文の構成は次の通りである。

第1章：はじめに**第2章：論文の中核をなす諸概念について****第3章：オーストラリアによる法整備支援****第4章：事例研究：オーストラリアによるソロモン諸島に対する法整備支援****第5章：オーストラリア型支援の検討：ソロモン諸島に対するプロジェクトからの示唆****第6章：光と影：ソロモン諸島における司法アクセスの状況に対するもうひとつの視角****第7章：結論：小さくとも力強い支援**

なお、本論文は、法整備支援・小島嶼開発途上国・プロジェクトマネジメントという3つのコンセプトを中核としており、**第2章**では、各コンセプトの補足説明が行なわれている。法整備支援の一部をなす法移植について、かつてはフリーサイズ（one size fit all）型、すなわち最も優れた司法制度を一律に適用する戦略がとられていたが、1980年代以降はテーラーメイド型が主流になっていった。本論文は、こうした発展を踏まえつつも、プロジェクト手法としてはその二者択一ではなく、プロジェクトに柔軟性と多元性を持たせることを目指す。また、開発支援は脆弱国家に対して行われることが多いが、そのなかには小島嶼国が多数含まれ、これらはSIDS（小島嶼開発途上国）としてカテゴライズされる。法と地理的空間との相関関係に光をあてる研究が近年進んでいるが、本論文もまた、資源の乏しさや多民族社会といったSIDSの社会的定数を開発の際の大きなリスク要因として考慮する。また、法整備支援は中・長期にわたるという特質を

持っており、移行期におけるマネジメントが重要となることが確認される。

以下、各章ごとに概要を紹介する（ただし、1章および2章は冒頭の説明と内容が重なるため省略した）。

第3章では、オーストラリア政府による法整備支援の特徴が描かれる。すなわち、オーストラリアのODA規模は国際水準に照らしごく平均的なものであるにもかかわらず、援助国がアジア太平洋諸国に大きく偏っている。それは、オーストラリアのODA政策が当初地域安全保障にウェイトとおいていたことに由来するが、結果として、オーストラリアは太平洋地域における法整備支援ドナー国として強い影響力を有している。

第4章では、RAMSI とその後継プロジェクトである SIJP の実施過程が概観される。ソロモン諸島は多民族国家であり、1893年以降80年間にわたり、イギリスの植民地統治のもとに置かれた。しかし、固有法による紛争解決のメカニズムは非公式に存続し、慣習にかかる問題を処理する権限を与えられていた。さらに、家族関係等についてはキリスト教にもとづく紛争解決システムが使われており、3つの型の紛争解決システムが併存する状況にあった。これに対し、独立（1978年）後、段階的に裁判制度が集権化されていった結果、RAMSI の展開以前において、人々は司法アクセスを阻害された状況にあった。RAMSI は第1フェーズ（2003～2004年）では公式な紛争解決システムの構築に注力したが、裁判所の数も事件数も極めて少なく、代替的な紛争解決システムの必要性は明白だったため、第2フェーズ（2004～2009年）ではターゲットの見直しが図られた。RAMSI は2013年に終了し後継のSIJPへと移行する。

2つのプログラムは目的において大きく異なる。前者は秩序回復のための介入であったのに対し、後者は自助に力点がおかれ、能力開発を中心とするプログラムが組まれた。また、前者は公式な裁判所制度が主要な対象であったのに対し、後者はより広く地域的・伝統的紛争処理制度を射程に収めている。

第5章では、RAMSI と SIJP を素材に、法整備支援の実施過程および支援の効率性の関係が論じられる。法整備支援としてのRAMSIの特徴は、その規模の大きさ、治安維持目的で開始されたこと、およびソロモンの司法制度全般に及ぶその包括的アプローチにある。RAMSI の実施過程においては、当初、治安維持および集権的な司法制度の再建に力点が置かれていたが、費用対効果や実効性の問題が指摘され、地方の主体を援助対象に組み込むといったより分散的な形が模索されるようになり、バランスを重視する方向へとシフトしていった。RAMSI が大規模な介入支援であることは確かであるものの、その介入のありようは、レシピエントの要求に基づいたより適切なプロジェクトのモデルをデザインしようとしたと言える、と本論文は分析する。

また、RAMSI はスタッフを2～3年で入れ替えており、人的な継続性に欠けていた。そのため、ソロモン諸島に関する知識の欠如を招き、それがコストの高騰や非効率性をもたらしたと考えられる。この点、SIJP においては、司法制度の伝統的文脈の重要性が認識され、地方のパートナーとの連携の重要性が重視されるようになっている。しかし、2013年以降、スタッフのローテーションはより頻繁なものとなっており、構造的に、レシピエント・フレンドリーなプロジェクトとはなりえていない。

ソロモンに対するオーストラリアの支援は、移行プロセスの重要性を十分に認識した上で行われた。そのため、移行過程において、開発によってもたらされたレシピエント社会の変化を評価し、プロジェクトをアジャストさせることができた。ただし、それは政策レベルの問題であり、とりわけ、地方の司法制度の考慮等についてはなお不十分であるとの評価がある。こうしたオーストラリアの経験からは、とりわけ長期にわたるプロジェクトにおける移行期の重要性を導き出すことができる、と本論文は指摘する。

ドナーに着目した前章までの検討に対し、**第6章**では、ソロモン諸島において実施したインタビューの結果等を踏まえて支援のエンド・ユーザーの視点から RAMSI と SIJP の再評価が行われる。それによれば、オーストラリアによる支援に対する評価は、肯定的なものばかりではない。司法アクセスは全般的には改善されたと評価されているが、首都ホニアラと地方の住民の間では評価に差がある。例えば、RAMSI の能力開発プログラムは法曹人口を有意に増加させ、質を高めたと言えるが、なおも絶対数が不足しており、費用が司法アクセスの障壁となっている。また、小島嶼国であるがゆえに地理的偏在の問題も顕著で、首都から離れた地方における司法アクセスの大きな障害となっている。結果として、RAMSI が主として推進したフォーマルな司法制度に対する住民の信頼の向上は見られない。

以上から、とりわけ小島嶼国における法整備支援プロジェクトのありかたについて、本論文は以下の2点を指摘している。第一に、プロジェクトの早い段階から地方の住民の司法アクセスに注意を払うべきことである。RAMSI はこれが遅れたため、上記のような状況が生じたと考えられる。第二に、法整備支援が社会の変化というリアクションをもたらすことを認識し、それを適切に管理することである。ソロモン諸島の場合は、急速な治安回復が実現される一方で、セーフティネットの不足などにより、社会から消極的な反応をもたらされた。こうしたリスクを最小限にとどめる方が模索されなくてはならない。

終章となる**第7章**では、主に地方の人々の司法アクセスを促進するためのプロジェクトデザインのあり方について、私見が提示される。すなわち、法整備支援においては失敗の可能性が常につきまとう。それは法整備支援の実践においてはステークホルダーが多岐にわたるためターゲットを定めること自体が困難であること、レシピエントの社会的文脈を把握することは極めて困難であることに由来する。したがって、ドナーはリスク要因としてのレシピエントの社会的定数を考慮し、調査しなくてはならない。とりわけ、地方の人々がフォーマルな司法サービスに対して抱える心理的・物理的距離を理解することが不可欠である。そのため、ひとつには、アセスメントの手法を見直すことが想定される。論文では、具体的に、プロジェクトのターゲットを明確にし、潜在的リスクをあぶり出すためのアセスメント表のモデルが提示されている。法整備支援が社会に与えるインパクトはあらかじめ想定しがたいものであるが、こうした適切なプロジェクトマネジメント手法は、支援の効率性を確保するための道しるべとなり、ひいては人権を保障するものとなりうる、と本論文は結論づけている。

II 本論文の評価

博士（比較法学）の課程博士論文の判定基準、すなわち、**(A)**アジア法整備支援および関連する領域に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献していること、**(B)**主として比較法学的・比較政治学的手法によること、**(C)**母国（支援対象国）の問題を取り扱っており、母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析し、それを前提にして議論を進めていること、**(D)**問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていること、**(E)**従来の研究と比較して独自性が認められること、**(F)**論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されていること、を前提にして、本論文を評価すると以下の通りである。

1 本論文の特徴とそれに対する評価

本論文の特徴として、次の3点を挙げるができる。

第1に、ソロモン諸島におけるオーストラリアの法整備支援を実証的に分析している点である**(C)**。RAMSIはその規模・影響の大きさからオーストラリア国内はもちろんのこと、国際的にも注目された開発支援プロジェクトであり、すでに多くの紹介・分析が存在する。しかし、本論文は、SIJPへの移行プロセスを含め、マネジメントの視点から同プロジェクトを詳細に検討している点に独自性が見られる**(E)**。本論文がマネジメントに着目するのは、現に行なわれている法整備支援がしばしば期待されたような効果をあげられていないことの一因をマネジメントのありように求めたからであり、極めて実践的な関心に基づき、解決策を模索している**(D)**。論文は事例研究を中心とするものの、提示されたマネジメント手法は法整備支援一般に適用可能なものであり、アジア法整備支援に関わる実務的・理論的課題の発見に貢献するものと言える**(A)**。

第2に、小島嶼国であるソロモン諸島という素材を扱うことによって、法整備支援における地理的要因にフォーカスしている点である。法整備支援については、レシピエントの社会的文脈に即した対応の必要性がすでに指摘されているが、そこでいう「文脈」には歴史や文化など非常に多くのものが含まれている。そのなかで本論文は、これまで注目されることの比較的少なかった地理的要因を柱に据えている**(E)**。地理的要因は他の社会的文脈に比して事例ごとの差異が大きく、その特殊性を強調するあまり、論文の射程が狭くなったことは否めない。しかし、ソロモン諸島が抱える問題の基礎に小島嶼国という地理的特性があることは間違いなく、そこに改めて光を当てた点は評価すべきであろう。

第3に、1の点とも関連するが、具体的事例について、関係者へのインタビューを含めて、実証的かつ総合的な検討が行なわれている点である。本論文は強い実践的関心に基づいており、論理的・規範的課題よりも実践的な問題発見およびインクリメンタルな実務の改善に力点が置かれている。そのため、論理的な堅固さに劣る可能性があるところ、インタビュー等の実証の積み重ねによって客観性を補い、論述の説得性を高めている**(F)**。本論文は、法制度設計・国際的制度移植の専門家育成を目指す博士課程リーディングプログラムにおいて執筆されたものであり、その実践性・実証性は過小評価されるべきでない。

なお、本論文では、オーストラリアの開発支援一般あるいは個々のプロジェクトの特徴を分析するにあたり比較政治的手法が用いられているものの、かならずしも比較法学・比較政治学的手法を前面に押し出したものとはなっていない。とはいえ、上記課題設定の新規性・特殊性に鑑みれば、これはやむをえないものというべきである(B)。

以上の通り、本論文は、ソロモン諸島におけるオーストラリアの法整備支援について実証的に分析し、その特徴を描き出した上で、マネジメントの観点からその改善策を打ち出したものであり、(A)～(F)に示した博士(比較法学)の判定基準を満たしていると評価できる。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

しかし、本論文については、いくつかの問題点も指摘せざるをえない。

第1に、課題設定と分析にズレが見られる点である。例えば、課題設定において、ソロモン諸島の重要な社会的文脈のひとつとして指摘されていた法多元主義について、論文中ではほとんど分析がなされていない。確かに、第6章ではソロモン社会の多元性について言及がなされている。しかし、法多元主義は、西欧法と固有法、グローバル法など出自・権威を異にする法が多元的に存在する状況を指す概念であり、社会の多元性とは別個に論ずべきものである。例えば、同章でソロモン諸島におけるよりよい司法の仕組みのひとつとして、サーキット・コートが例にあげられていたが、これはコモン・ローに伝統的に見られる手法であり、必ずしも法多元主義的解決ではない。むしろ地理的特性に応じた解決策というべきだろう。この点、概念がより正確に使い分けられていれば、地理的特性には収斂されない法多元主義のもたらす問題およびそれへの解決方法を見出すことができたと思われる。

同様に、ソロモン諸島の脆弱性を説明するにあたっては、同国が紛争後の国家であることに相応に力点が置かれている。それにもかかわらず、論述においてはこの点にほとんど注意が払われていない。地理的特性に着目するのはひとつの切り口ではあるが、そもそも RAMSI が民族紛争に起因する社会の不安不安定化を契機として行われた支援プロジェクトである以上、この点はやはり軽視すべきではない。

第2に、現に行われたプロジェクトの記述に傾斜し、分析が十分に深められていない点である。本論文が事例検討の素材とする RAMSI および SIJP はその規模・対象ともに極めて独特なプロジェクトであり、従来の分析枠組みにはうまくフィットしない。また、適切な比較対象を設定することも困難である。その結果、論文では、RAMSI および SIJP の実施状況およびその問題点を析出し、描写することには成功したものの、その分析は平板なものにとどまってしまった。全体としてみた場合、ソロモン諸島の状況はたしかに独特であり、比較に馴染まないともいえるが、しかし、法多元主義にせよ地理的特性にせよ、個々の社会的定数に分解してみた場合には、それぞれ先行研究が存在しており、比較対象を設定することも不可能ではない。よりきめこまやかな分析を示すことができれば、論文の帰結のもたらすインパクトもより大きなものとなっただろう。

本論文については、以上のような問題点を指摘することができるが、その原因の一部は、本論文の課題設定それ自体にあるものと解される。すなわち、本論文は、法整備支援プロジェクトの

マネジメントに着目し、実践的関心からその改善の方途を模索するものである。しかし、より根本的には、プロジェクトマネジメント手法の改善によっては解決しがたい問題が存在するはずである。先述の法多元主義に適合的な司法制度の構築などはその最たるものであろう。とはいえ、先に述べたように、本論文は法制度設計・国際的制度移植の専門家育成を目指す博士課程リーディングプログラムにおいて執筆されたものであり、実践的観点からマネジメントに着目することの重要性は看過されるべきでない。また、筆者が司法アクセスの向上のためにはマネジメントの改善のみで十分と認識していないことは論述からも明らかであって、上記の問題点は論文に対する評価を覆すものではない。

III 結論

以上に述べた通り、本論文は、アジア法整備支援とも密接に関連する、オーストラリアによるソロモン諸島への法整備支援の実践である RAMSI および SIJP を実証的に分析し、そのプロジェクトマネジメントについて自分なりの改善策を提示するものであり、課題設定には独自性が見られ、結論も実証的・論理的に堅固なものである。上に指摘したような問題点はあるものの、それらは本論文の価値を根本的に損なうほどのものではない。審査委員会は一致して、本論文が法学研究科の博士（比較法学）学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。